

東近江市能登川障害福祉センター水車野園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

東近江市能登川障害福祉センター水車野園の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市能登川障害福祉センター水車野園	滋賀県東近江市今崎町21番地1 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで